

集落の声を大切に

パートナー職員制度スタート

伯耆町では、5月からパートナー職員を各集落に配置することにより、集落や住民のニーズの把握に努め、住民と行政のパートナーシップ（協力関係・連携）形成と、住民の視点に立った町行政の運営を目指します。



多くの集落では、役員が1年任期で交代していることから、集落の運営や行政システムに戸惑われる姿が多く見受けられます。特に集落の区長さんは、住民組織の中心的な役割を果たしていたに比べて、町として重点的に支援させていたことができていません。そこで、町では各集落に相談役として、定期的（年4回、5月、8月、11月、1月）に集落の区長さんと連絡をとりあい、集落からの相談・質問・意見・要望等のご相談に対応します。もちろん随時必要な時にもご相談等をお受けします。

どんなことをするの？

パートナー職員は、集落の相談役として、定期的（年4回、5月、8月、11月、1月）に集落の区長さんと連絡をとりあい、集落からの相談・質問・意見・要望等のご相談に対応します。もちろん随時必要な時にもご相談等をお受けします。

担当職員が何でも対応してくれるの？

パートナー職員は、集落からのご相談の内容を聞き取り、対応が可能なものは、即対応させていただきます。しかし、パートナー職員では対応が困難な場合や、担当課が対応することが望ましい場合は、ただちに担当課に情報を提供し、各担当課が対応させていただきます。もちろん、担当課の対応状況等については、担当課とパートナー職員が情報の共有に努めます。

また、この制度は集落の自主自立の意識を尊重して各区長を支援する制度です。集落の日常的な活動、総会資料の作成、冠婚葬祭や集落作業のお手伝いはできませんし、陳情等の取次ぎをしたり、集落のイベントへの参加もいたしません。



個人的な相談にもものつてもらえるの？

個人的なご相談は、まずは、集落の区長さんへご相談いただき、集落の区長さんからパートナー職員へご相談いただきますようお願いいたします。

何でもパートナー職員をとおさないといけないの？

無理にパートナー職員をと必ず必要はありません。各集落の区長さんのご判断で、直接、担当課にご相談ください。

この制度の見直しは行なうの？

この制度は、伯耆町にとって初めての取り組みであり、実際に運用する中で改善する点も多々発生すると考えられます。そのため、住民の皆さんやパートナー職員からの意見や要望を集約し、一定期間経過後に検証し見直すよう計画しています。この制度をよりよいものにしていきたいと考えていますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こんなときにはパートナー職員へ

役場に相談したいことがあるが、相談窓口がわからない。

集落の公民館や道路・水路などの整備・修繕をしたいが、補助事業は無いのか。

町の補助事業の申請書等の書き方がよくわからない。

近所の一人暮らしのおばあさんが調子が悪そうだけど、誰に相談していいかわからない。

集落で、祭をしようと思うが、何かいい補助事業がないか。

子どもたちを見守る活動をしたいが、どんなやり方があるか相談したい。

その他、集落での困りごと。

パートナー職員制度のメリット

集落・住民

行政へ集落の課題やニーズが伝わりやすくなる
行政情報が集落や住民に伝わりやすくなる

行政

協働意識の定着につながりやすい（住民と行政とのパートナーシップ構築）
地域の課題や政策形成に関するニーズの把握ができる
住民の行政への関心が高まる

職員

職員が集落の生の声を聞き、地域の実情を把握する機会になる
職員の力が地域の活性化に反映され、職員のやりがいにつながり、士気が向上する

パートナー職員制度相談窓口

町づくり推進室

電話 68-3113
ファックス 68-3866
E-mail machidukuri@houki-town.jp

困ったときは？

この制度は、初めての取り組みであるため、さまざまなきっかけが発生すると考えられます。この制度について困られたときには、次の相談窓口にご連絡ください。